

# 子どもの心の相談・診療体制強化事業業務委託仕様書

## 1 事業の目的

発達障害や心の問題に係る相談支援・診療を希望する者が早期に支援を受けることができるよう、市町村（母子保健）等が行うアセスメントや保護者へのカウンセリング等をサポートするとともに、医療を必要とする者については地域の医療機関等につなぐほか、診療後は地域の関係機関が身近な地域において継続した支援を行える体制の構築・強化を図る。

## 2 委託期間

契約日（令和4年4月1日）から令和5年3月31日まで

## 3 事業の内容等

### （1）事業の対象者

発達障害や心の問題に関するアセスメント等業務の支援を希望する、山梨県内の市町村（母子保健）等（以下「支援依頼市町村」という。）を原則とし、こころの発達総合支援センター（以下「センター」という。）が適当と認めた者。

### （2）事業実施の体制

受託者は、事業の実施に当たり次の条件を満たすものを配置しなければならない。

#### ①事業管理責任者

・社会福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士又は臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者：1名

#### ②アセスメント

・公認心理師又は臨床心理士又は臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者：1名

#### ③市町村等支援機関との連携を行うもの（コーディネーター）

・社会福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士又は臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者：1名

#### ④診療補助

・社会福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士又は臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者：1名

※ただし、①及び④の者については、②又は③の者が兼ねることも可とする。

### （3）実施方法等（別紙「事業フロー」参照）

#### ①アセスメント

##### ア 相談受付

支援依頼市町村から、発達障害や心の問題に関する相談支援や診療を希望する山梨県内に常住する子どもやその保護者（以下「対象者」という。）に関する支援依頼があった場合、対

象者に関する情報を聴取、確認した後、対象者から支援を受けることについて同意を得て、相談日時、場所等の調整を行う。

#### イ 面接相談

対象者と直接面接を行い、その状態、特性、生育歴、悩みなど必要な情報を聴取する。ただし、個人情報の取得に関しては、必要最低限に留めるよう配慮する。

#### ウ 心理検査

対象児童の状態、特性、年齢等に合わせ、必要な心理検査を選択し、実施する。

#### エ アセスメント結果報告書作成

面接、心理検査結果やアセスメントによる見立てについて整理し、報告書として書面を作成する。

#### オ 保護者カウンセリング

報告書を示しながら、保護者が理解しやすいよう十分配慮し、アセスメント結果や見立てによる支援の方向性などについて丁寧に説明する。

#### カ コンサルテーション

アセスメントの中で、必要に応じ、センターからの助言・支援を求めることができる。

## ②診療支援

### ア 医療へのつなぎ

対象者から診療希望があった場合、又は見立てなどから医療が必要と判断される場合は、受診を勧めるとともに、対象者の同意を得た上で適切な医療機関を選定し、受診調整を行う。

適当な地域の医療機関が無い場合には、センターの診療を利用する。

医療機関（センター含む。）には、これまでの経緯とアセスメント結果などを記した書面（サマリー等）を作成のうえ説明する。

### イ 診療支援

対象者が受診する際は、受託者及び支援依頼市町村の同行を原則とする。（ただし、対象者に同行の同意を得ることを前提とする。）

受託者は、医師にアセスメント結果を説明するなど、診療・診断の支援を行う。診療後は、受託者が実施したアセスメント結果及び医師の支援方針（医師の同意が得られた場合のみ）等を書面に整理する。

なお、センター以外の医療機関で診療した結果、センターでの診療が必要と医師が判断した場合は、センターにおける診療との連携により支援していくことができる。この際、受託者は、センターと連携できる旨を医師に伝えるとともに、センター医師宛の紹介状を用意するよう説明する。

## ③市町村等支援機関との連携（コーディネート）

### ア 支援依頼市町村への引継

支援依頼市町村に対しアセスメント結果や医師の支援方針等を書面により説明し、支援依頼

市町村が継続して支援できるよう助言を行った上で引き継ぐ。

なお、センターで診療を受けた対象者についても同様に、支援が可能であると判断された場合、センターから支援方針等の説明を受け、支援依頼市町村に引き継ぐ。

また、対象者を支援するために、療育・教育・福祉等の関係機関の利用や連携が必要な場合には、支援依頼市町村に対して必要な助言や支援を行う。

イ 終結及びアフターフォロー

アによる引き継ぎの完了をもって、終結とする。

受託者は、終結後、支援依頼市町村から更なる支援依頼があった場合、可能な限り、助言や指導、その他支援を行う。

#### ④支援開始の要件

支援依頼市町村が当該事業の利用を申し出たときは、以下の項目を全て満たしているか確認又は同意を得た上で、支援を開始すること。

ア 対象者は、支援依頼市町村が行う健康診査(母子保健法第12条第1,2項に基づく健康診査)を受け、その結果、二次相談の必要性が認められた者。

イ 当該事業において医師の診療を受診する際、原則として支援依頼市町村が対象者に同伴できること。

ウ 当該事業のアセスメント又は診療後は、支援依頼市町村が中心となり地域において継続支援を行うこと。

#### ⑤アセスメント等実施場所

アセスメント等を実施する場所は、次のいずれかとする。

ア 受託者が用意する相談室等

イ 支援依頼市町村が用意する相談室等

ウ その他知事が指定する場所

## 4 事業報告等

### (1) 事業実施状況報告

受託者は、事業実施状況報告書(様式1)により、四半期ごと(9月、12月、3月)に支援の状況等について、原則として、各月の翌月10日までに提出すること。

### (2) 事業実績報告

受託者は、事業完了後、翌4月10日までに事業実績報告書(様式2)を提出すること。

### (3) 記録簿

相談、支援内容等を書類又は電磁方式により対象者ごとに記録(以下「記録簿」という。)し、整備・保管すること。また、記録簿は山梨県(センターを含む。以下「県」という。)の求めがあった場合、随時提出すること。

## 5 提案等

当該事業の実施結果を踏まえ、発達障害児等の支援及び地域の関係機関の連携方法及び課題とその解決方法等について整理し、4（1）事業実施状況報告書とともに県に提出すること。

## 6 会議への参加・報告

受託者は、県の求めがあった場合、県が指定する会議等に参加し、事業の状況、事業実施による効果又は課題などの報告等を行うものとする。

## 7 受託者の責務

（1）受託者の職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障害児等及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

（2）受託者は、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た発達障害児等及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

## 8 費用負担

事業の実施に必要となる心理検査用紙等物品、交通費、実績報告等に要する経費その他費用は、県が支払う委託料のほか受託者の負担とする。

## 9 情報セキュリティ要件

（1）受託者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

（2）受託者は、県が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。

（3）受託者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、県の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し、県の承諾を得た上で実行すること。

（4）受託者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠すること。

（5）受託者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに県に報告すること。

（6）情報セキュリティ対策に関して、県が受託者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じること。

（7）受託者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、県の求めに応じ、県と協議を行い、合意した対応を実施すること。

## 10 機密保持

（1）受託者は、本業務を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態

を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、次のアからオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。

ア 県から取得した時点で、既に公知であるもの

イ 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの

ウ 法令等に基づき開示されるもの

エ 県から秘密でないとして指定されたもの

(2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

(3) 受託者は、本業務に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

## 1 1 業務の再委託

(1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受託者が、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について申請し、県が承認した場合は、この限りでない。

(2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。

(3) 受託者は、再委託の相手方に対して、本仕様書「9情報セキュリティ要件」及び「10機密保持」を含め、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

(4) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

(5) 受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるとき、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

(6) 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとするとき、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

## 1 2 遵守事項

(1) 受託者は、事業実施中の安全管理に万全を期することとし、万が一事故等が発生し、対象者又は第三者に損害を与えた場合には、その損害が生じたことが受託者の瑕疵がないことが明らかである場合を除き、一切の責任を負うものとする。

(2) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(3) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、県の規定を遵守すること。